

夕張市総合教育会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、本市の教育行政の推進を図るため、夕張市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（所掌事務）

第3条 総合教育会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（招集）

第4条 総合教育会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

（意見聴取）

第5条 市長は、協議を行うに当たって必要と認めるときは、関係者又は学識経験者を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（議事録の作成及び公表）

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、速やかにその議事録を作成し、原則としてこれを公表する。

（庶務）

第8条 総合教育会議の庶務は、総務課において行う。

（補足）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月28日から施行する。